ドラフトチャンバー一式

発注仕様書

北海道原子力環境センター

目　　次

ページ

第１章　一般仕様

１　目的 …… 1
２　設置場所 …… 1
３　発注の範囲 …… 1
４　納入期限 …… 1
５　適用法規等 …… 1
６　申請手続 …… 1
７　作業工程表 …… 1
８　検査 …… 1
９　引き渡し …… 2
10　保証 …… 2
11　技術指導 …… 2
12　特許権等 …… 2
13　仕様書の解釈 …… 2
14　承認仕様書 …… 2
15　変更 …… 2
16　責任の範囲 …… 2
17　提出書類 …… 2

第２章　設備仕様

１　機器本体の使用 …… 3
２　設置条件 …… 3
３　機械的必要条件 …… 4
４　配線及び接続 …… 4
５　信頼度 …… 4

第３章　留意事項

留意事項 …… 4

第１章　一般仕様

１　目的

北海道（以下「道」という。）が北海道原子力環境センター分室（仮称）において環境試料中の放射能の濃度を測定するために必要な前処理の際に使用する。本仕様書はその仕様を定めたものである。

２　設置場所

本設備本体等は、次の場所（以下「現地」という。）に設置するものとする。

北海道札幌市北区北20条西12丁目　北海道原子力環境センター分室（仮称）

３　発注の範囲

本仕様書に定める発注の範囲は、各機器の納入、据付け、調整及び関連工事等の一切を含むものとする。

ただし、本設備本体等を設置するための建屋に係るものを除く。

４　納入期限

納入期限は、平成２７年3月２０日（金）とする。

ただし、天災等受注者の責に帰さない理由により、期限までに納入することが著しく困難な場合には、道及び受注者の協議の上、別に定めることができるものとする。

５　適用法規等

機器等の設置に当たっては、本仕様書によるほか、次の関係法令等の規則及び規定を満足するものとする。

（１）　電気設備に関する技術基準
（２）　日本工業規格（ＪＩＳ）
（３）　日本電機工業会規格（ＪＥＭ）
（４）　電気規格調査会（ＪＥＣ）規格
（５）　北海道財務規則
（６）　その他、道が必要と認める関係法令等

６　申請手続

本設備に係る関係官庁等に対する免許、許可及び届出等が必要な時は、必要な書類作成及び手続きは、道の委任を受けて受注者が代行するものとする。

なお、申請手続等に必要な費用は受注者が負担するものとする。

７　作業工程表

受注者は、本設備の納入、据付け及び機器調整等について、作業工程表を道に提出するものとする。

８　検査

本設備に係る検査は、次のとおり行うものとする。

なお、検査に必要な費用は、道職員の出張に係る費用を除き受注者の負担とする。

受注者は、本設備が完成したときは、速やかに作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で完成通知書と併せて完成検査成績書を提出する。

また、道は、前記通知等を受けた時は、本設備の完成等を確認するための検査を行うものとする。

9　引き渡し

受注者は、完成検査に合格した時は、直ちに必要な事務手続を経て、当該目的物を道に引き渡すものとする。

10　保証

受注者は、本設備の引き渡し日から平成28年3月31日までの間（以下「保証期間」という。）に発生した故障の復旧に要する一切の費用を負担するものとする。

また、受注者は道の指示を受けた際、8時間以内に技術者を現地へ派遣できる体制をとるものとする。

ただし、明らかに道に過失があった場合はこの限りではない。

11　技術指導

受注者は、道職員に対して日常的な操作及び保守点検等について必要な技術指導を行うものとし、実施期間及び実施方法については、別途打ち合わせにより決定するものとする。

なお、これに要する費用は道職員の出張に係る費用を除き受注者の負担とする。

12　特許権等

本設備に係わる第三者が所有している特許権、実用新案、版権、著作権等の使用についての責任は原則として受注者が負うものとする。

13　仕様書の解釈

本仕様書は、基本的事項を記載したものであり、本仕様書に記載のない事項であっても運用機能上当然具備しなければならない事項及び一般社会通念上必要な事項は充足させなければならない。

受注者は、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、速やかに道と協議して処理するものとする。

14　承認仕様書

受注者は、本設備の設計を行うにあたっては、あらかじめ本仕様書に基づき承認仕様書を作成、提出し、道の承認を受けるものとする。

なお、承認仕様書の作成にあたっては本仕様書の内容の一部を変更することを妨げるものではないが、この場合にあっては本仕様書の内容を低下させるものであってはならない。

15　変更

道又は受注者が承認仕様書の一部を変更する必要が生じたときは、原則として両者協議の上、受注者はあらためて変更承認仕様書を提出し、道の承認を得た上で変更しなければならない。

16　責任の範囲

（１）本設備の搬入及び設置等に伴い、現地施設に破損等が生じた場合、道の指示により受注者の責任で復旧するものとする。

（２）引渡しまでの間、現地における本設備の設置等に必要な工具その他物品の保管については受注者が責任を負うものとする。

（３）引き渡し前に発生した解体、搬出、搬入、設置及び調整等に係る事故、故障等については、受注者が責任を負うものとする。

17　提出書類

受注者は、次の書類を道に提出する。書類の大きさはＡ４又はＡ３折り込みとする。

提　出　図　書	内　　容	部数	提　出　期　限
（１）作業工程表	第１章７に定める内容	２	契約締結後１４日以内に
（２）承認仕様書	第１章１４に定める内容	２	作成後速やかに

(３)完成通知書	第１章８に定める内容	2	完成後速やかに
(４)完成検査成績書	〃	2	完成通知書と併せて
(５)完成仕様書	図面等	2	〃
(６)申請書、許可書等	第１章６に定める内容	1	〃
(７)記録写真	パイプファイルに整理	2	道の指示を受けた時及び完成通知書と併せて
(８)取扱説明書	各装置取扱、保守に関する説明書	2	目的物の引き渡し時

なお、受注者は次の書類を作成保管の上、道の指示を受けた時は速やかに提出するものとする。

- 作業日程（現地での作業日時、作業内容等）
- 打合せ議事録（道と打合せを行った日時、内容等）
- その他、道が必要と認める書類

第２章 設備仕様

１　機器本体の仕様

（１） 本体寸法

横1700～2000㎜＊奥800～900㎜＊高さ2400～2600㎜ であること。

（２） 本体内壁材質

硬質塩化ビニール製などで耐熱、耐酸性・耐アルカリ性に優れていること。

（３） 排気風量モニタ

上部に装備されていること

（４） 電源コンセント

2口以上付いていること

（５） 配線

ドラフト内で使用する機器の配線がドラフト入口の台上に出ないこと。

（６） 給水栓

可動式で1口以上ついていること。また、操作ハンドルは表に付いていること。

（７） ガス栓

１口以上付いて、表面にてコンセントで脱着またはノズル操作で開閉できること。

（８） ダクト

塩化ビニール製または耐腐食性であること。ダクトは新設すること。

（９） 排水ポット

排水の位置は吸水口の直下にあること。

（１０）スクラバー

上部に湿式スクラバー機能を有すること。

（１１）pH自動薬液供給装置及び制御盤

酸及びアルカリを用いて、スクラバー水を中和する機能を有すること。寸法は横900㎜＊奥900㎜＊高さ2600㎜以下とすること。これを制御する制御盤を設置すること。

（１２）作業面

一体成形陶磁器製で有効幅1000＊奥行750㎜以上であること。

（１３）前面サッシ

落下防止機構及びストッパーがサイドポストに内蔵されていること。

２　設置条件

（１） 機器を据え付けて使用可能な状態にすること。

（２） 排気ダクト、給排水設備、ガス設備及びドラフト内で発生したガスを停滞無く排出できる構造であること。排気ファン及び排気ダクトを設置すること。

（３） 排気ダクト、本体外装・内壁材、給水栓、ガス栓の外表面、スクラバー本体並びに薬液が接する部分の材質は耐腐食性の材質とすること。

３　機械的必要条件

構成する機器は、次の条件を満足するものとすること。

（１）切替部、回転部、接触部等は、動作良好なものを使用し機械的強度が堅固であること。

（２）ビス､ナット等はＩＳＯ規格のものを使用し､それらの締めつけは十分であり､回転体による調整部分は十分固定し、ペイントロックを施すものとする。

４　配線及び接続

構成する機器間の配線及び接続は、次の条件を満足するものとすること。

（１）配線材料はＪＩＳ規格以上のものを使用し、配線色は原則としてＪＩＳ－Ｃ－６００３（9色）によること。

（２）配線は、特に必要と認められるもののほか、可能な限りプリント配線とすること。

（３）プリント部、コネクタ部を含めて主要部分は接触不良が生じないように考慮すること。
特に重要な部分には、必要に応じて金メッキ処理を施すこと。

（４）機器間の配線は、すべて耐久性、耐油性、耐熱性及び耐食性の良好なものを使用すること。

５　信頼度

機器に使用する部品は、全て良質なものを使用し、各構成機器は「減価償却資産の耐用年数等に関る省令」に定める法定償却期間内においては著しい改造を要することなく､その性能を保つものでなければならない。

第３章 留意事項

１　納入に当たっては、取扱い説明を行うこと。

２　機器の設置等に関して生じる廃棄物については、法令に基づき適正に処理すること。

３　費用には、排気ダクト、電気、給排気、ガス配管、給排水管の接続作業の費用を含み、機器類の納入、据え付け、施工、試運転調整を含むこと。

４　この仕様書にない事項であっても、運用上、機能上及び構造上備えなければならない事項については、全て受注者の責任のもとで満たすものとする。

５　この仕様書に関する疑義事項が生じた場合は、受注者はその都度発注者と協議して決定することとし、受注者の独断により一方的に解釈しないものとする。受注者が一方的に解釈したことにより、何らかの支障が生じた場合は、受注者の責任のもとで、費用負担を含めこれを改善することとする。

６　平成２７年3月２５日まで衛生研究所で改築工事を行っていることから、衛生研究所工事事業者と日程を調整し納品すること。